

## 市県民税・国民健康保険税などの申告（所得税の確定申告が不要な人など）

### ●申告が必要な人

- ◆令和4年1月1日現在、市内に居住し、令和3年中に所得があった
- ◆国民健康保険に加入している世帯の世帯主および後期高齢者医療保険に加入している
- ※所得がなかった人や遺族年金などの非課税所得のみだった人も、正確な税計算をするために申告してください。
- ◆所得は無いが、所得証明書など税証明が必要ない人

### ●申告が不要な人

- 申告が必要な人に当てはまる場合でも、次の場合は申告不要です。
- ◆税務署に所得税の確定申告書を提出する
  - ◆給与所得のみで事業所から給与支払報告書が提出されていて、他に控除の追加がない
  - ◆所得が公的年金（遺族年金・障害年金は除く）のみで、他に控除の追加がない

### ●受付期間

2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日は除く)  
※今年は地区ごとの受付期間は設けません。

●時間 午前9時～午後3時半

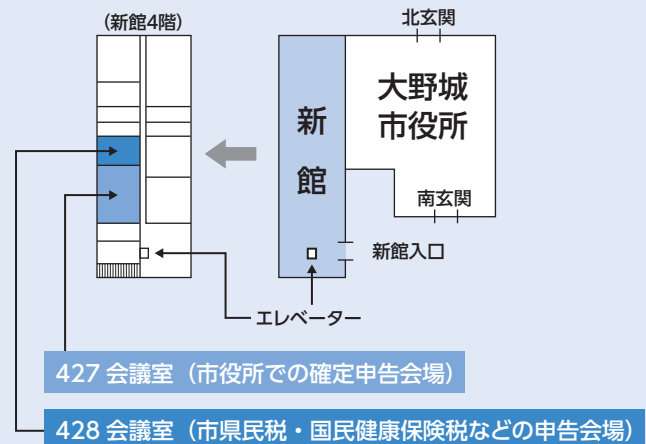
●会場 市役所新館4階 428会議室

※申告受付が始まって2～3日は混雑することが予想されますので、注意してください。また、混雑状況により、入場整理券の配布や入場制限を行う場合があります。

※市役所1階市税課窓口、コミュニティセンターでの受け付けはできません。  
※感染拡大防止のため、郵送での申告を推奨しています。  
詳しくは、市ホームページを確認してください。

### 必要なもの

- ◆年金や給与の源泉徴収票など所得が分かる書類
- ◆印鑑（認め印可）
- ◆国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かるもの
- ◆生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ◆上記の他、控除を受けようとするものの証明書
- ◆医療費控除を受ける人は、医療費控除に関する明細書（必ず、領収書の内容を明細書にまとめてください）
- ◆マイナンバーカードまたは、通知カードと本人確認書類（運転免許証など）
- ◆確定申告の場合、口座番号が分かるもの（還付金を振り込む場合の本人名義の口座）



※本館4階と新館4階の連絡通路はありません。  
申告会場へは、新館のエレベーターを利用してください。

### ●問い合わせ先

- ◇市県民税  
市税課市民税担当 ☎(580) 1828
- ◇国民健康保険税  
国保年金課 ☎(580) 1846
- ◇後期高齢者医療保険料
- ◇介護保険料  
長寿支援課介護サービス担当 ☎(580) 1860